

地域子ども・子育て支援事業の実施概要と求められる従事者

資料4 - 3

事業名	概要	実施場所	従事者の職種	実施実績(H25年度)
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	・保育所等	・保育士	182箇所
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	・保育所 ・地域子育て支援拠点施設 ・その他（駅周辺等利便性の高い場所等） ・幼稚園（H27年度～）	・保育士	91箇所
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	・公共施設 ・児童福祉施設（保育所等） ・公民館 等	・子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者 等	123箇所
利用者支援事業 H25年度は、地域子育て支援拠点事業（利用者支援）として実施	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	・日常的に利用でき、相談機能を有する施設 ・市町窓口 等	・医療・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に従事する資格を有している者 等	4箇所
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師、保育士等が一時的に保育等する事業	・病院、診療所 ・保育所 等	・看護師 ・保健師 ・助産師 ・保育士	9箇所
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	・学校敷地内専用施設 ・公的施設 等	・放課後児童支援員 ・補助員	297箇所
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	・提供会員の家庭等	・会員 市町が実施する研修を修了していることが望ましい。	27市町
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））	・児童養護施設 ・母子生活支援施設 ・乳児院 ・保育所 等	・保育士	ショートステイ : 37箇所 トワイライトステイ : 7箇所
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	・産婦人科 ・助産所	・医師 ・助産師	/
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	・事業対象家庭	・保健師 ・助産師 ・看護師 ・主任児童委員 等	29市町
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	・事業対象家庭	・保健師 ・助産師 ・看護師 ・保育士 等	20市町